

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年5月25日
【発行者の名称】	株式会社カイテクノロジー (Chi-technology Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 勝屋 嘉恭
【本店の所在の場所】	東京都新宿区内藤町87番地
【電話番号】	03-6273-0408
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 伊地知 高之
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堆 誠一郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	<p>当社は、当社普通株式を2023年6月30日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。</p> <p>当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。</p> <p>なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。</p> <p>名称：株式会社証券保管振替機構</p> <p>住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号</p>
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社カイテクノロジー https://chitech.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

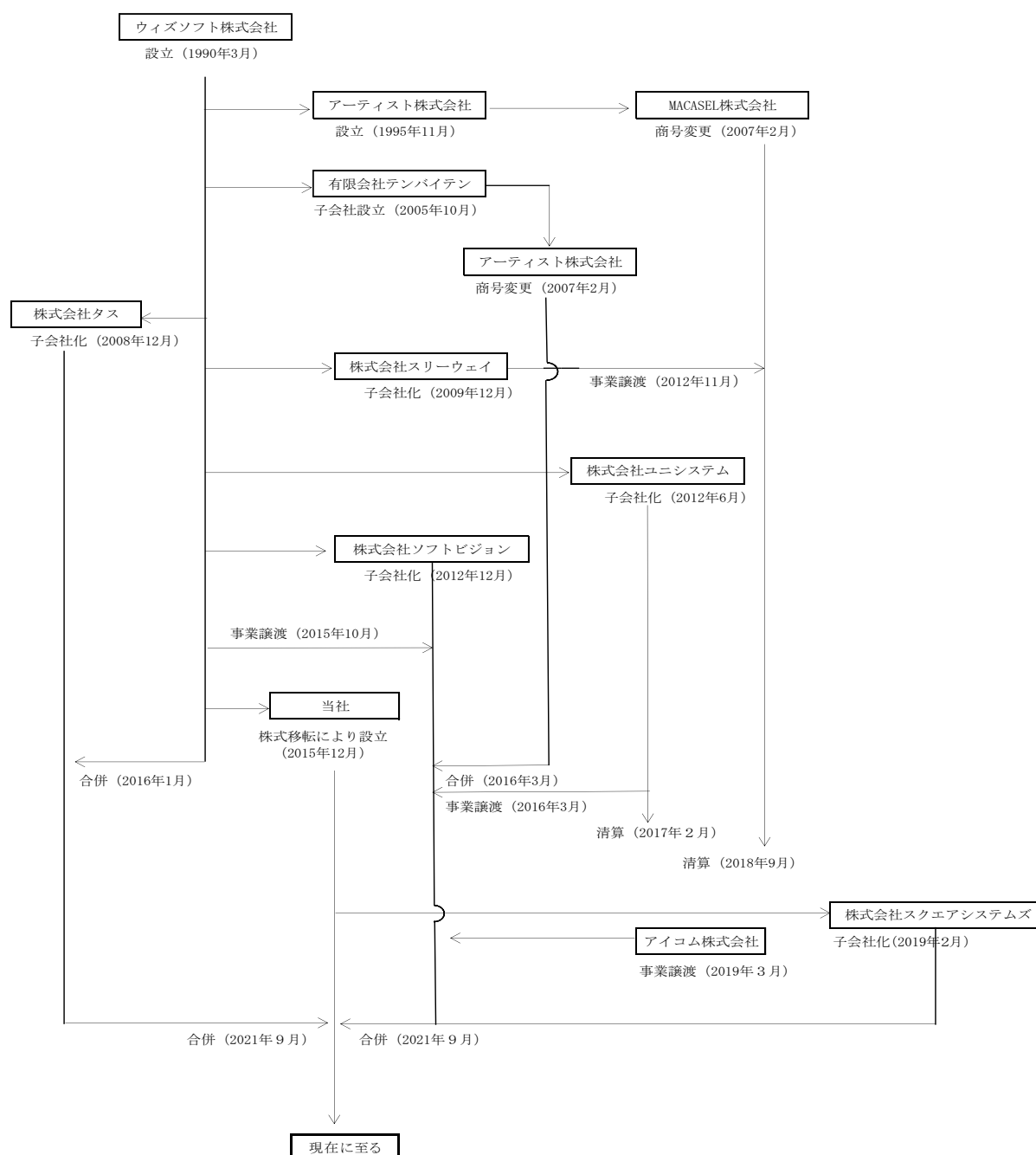
該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

(はじめに)

当社の実質的な創業は、情報システムの開発を行うことを目的に1990年3月に設立されたウィズソフト株式会社に遡ります。同社設立後は、子会社の新設やM&Aにより、事業領域を拡大しましたが、引き続き子会社を活用した事業展開を行うことを前提に2015年12月に株式移転により純粋持株会社である株式会社ウィズソフト（当社）を設立いたしました。（2019年7月に株式会社カイテクノロジーに社名変更）

一方で、事業の基盤ともいえる人材の確保が業界内での採用競争の激化で年を追うごとに難しくなっており、個社別の採用方法の見直しの必要性を認識しておりました。また、管理コストも増加してきたことから、グループ間の融合が進んだことも勘案し、2021年9月にすべての子会社を吸収合併し、当社単体のみの体制としております。



1 【主要な経営指標等の推移】

発行者の経営指標等（単体）

回次	第6期	第7期	第8期	第9期 第2四半期 累計期間
決算年月	2021年3月	2021年8月	2022年8月	2023年2月
売上高及び営業収益 (千円)	500,621	163,250	3,622,321	1,861,475
経常利益又は経常損失(△) (千円)	66,010	△24,312	85,581	76,065
当期(四半期)純利益又は当期純損失 (△) (千円)	72,822	△18,684	334,748	48,575
純資産額 (千円)	413,638	394,954	729,703	660,678
総資産額 (千円)	1,138,840	1,116,189	1,864,910	1,841,297
1株当たり純資産額 (円)	98.48	94.03	173.73	157.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	28 (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	17.33	△4.44	79.70	11.56
潜在株式調整後1株当たり当期(四半 期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	36.32	35.38	39.13	35.88
自己資本利益率 (%)	19.30	—	59.53	6.99
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	35.1	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	53,214	70,775	△5,141
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	55,277	17,965	△2,225
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△35,200	△19,588	△11,551
現金及び現金同等物 の期末(四半期末)残高 (千円)	—	160,305	1,094,073	1,075,155
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	38〔—〕	30〔—〕	347〔8〕	335〔8〕

(注) 1. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 第7期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第6期、第7期及び第9期第2四半期累計期間の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 第6期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。

6. 当社は、第7期までは純粋持株会社であったため、事業として発生する収益を「営業収益」として表示し、全ての子会社を期首に合併した第8期以降の収益は、「売上高」として表示しております。

7. 第7期は決算期変更により2021年4月1日から2021年8月31日までの5か月間となっております。

8. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第8期(2021年9月1日から2022年8月31日まで)の財務諸表についてEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第6期及び第7期の財務諸表については当該監査を受けておりません。

9. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第9期第2四半期累計期間(2022年9月1日から2023年2月28日まで)の四半期財務諸表についてEY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

10. 2020年4月7日付で株式1株につき100株の分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
11. 当社の2021年6月29日開催の定時株主総会において、2021年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社子会社である株式会社タス、株式会社ソフトビジョン、株式会社スクエアシステムズを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約が承認可決されました。また、同株主総会において、従来、決算日が3月31日であったものを8月31日へと変更することを決議いたしました。これらにより前期比較が困難であるため、以下に参考情報として合併前の連結経営指標等を掲載しております。

(参考) 合併前の連結経営指標等

回次		第6期	第7期
決算年月		2021年3月	2021年8月
売上高	(千円)	3,976,013	1,465,578
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	60,113	△49,640
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	48,450	11,932
包括利益	(千円)	48,450	11,932
純資産額	(千円)	672,870	684,803
総資産額	(千円)	1,951,598	1,925,291
1株当たり純資産額	(円)	160.20	163.04
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	—	—
1株当たり当期純利益金額	(円)	11.53	2.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	34.47	35.56
自己資本利益率	(%)	7.50	1.76
株価収益率	(倍)	—	—
配当性向	(%)	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	356〔2〕	346〔1〕

- (注) 1. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 第6期、第7期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目は記載しておりません。
5. 第7期は決算期変更により2021年4月1日から2021年8月31日までの5か月間となっております。
6. 2020年4月7日付で株式1株につき100株の分割を行っております。
7. 上記数値については、監査法人の監査は受けておりません。

2 【沿革】

当社の実質的な創業は、情報システムの開発を行うことを目的に1990年3月に設立されたウィズソフト株式会社に遡ります。同社設立後は、子会社の新設やM&Aにより、事業領域を拡大しましたが、引き続き子会社を活用した事業展開を行うことを前提に2015年12月に株式移転により純粋持株会社である株式会社ウィズソフト（当社）を設立いたしました。（2019年7月に株式会社カイテクノロジーに社名変更）

一方で、事業の基盤ともいえる人材の確保が業界内での採用競争の激化で年を追うごとに難しくなっており、個社別の採用方法の見直しの必要性を認識しておりました。また、管理コストも増加してきたことから、グループ間の融合が進んだことも勘案し、2021年9月にすべての子会社を吸収合併し、当社単体のみの体制としております。

沿革につきましては、当社設立以前と設立以降に分けて記載いたします。

当社設立以前に係る経緯は以下のとおりであります。

年 月	概 要
1990年3月	情報システムの開発、機器販売等を目的として大阪市北区にウィズソフト株式会社（当社の前身）を設立
1995年11月	アーティスト株式会社設立
2004年9月	ISO9001（QMS）（注1）認証取得
2005年10月	有限会社テン・パイ・テン設立
2007年2月	アーティスト株式会社（注2）をMACASEL株式会社に商号変更
2007年2月	有限会社テン・パイ・テンを株式会社に改組、アーティスト株式会社(注)に商号変更
2008年2月	ISO27001（ISMS）（注3）認証取得
2008年12月	株式会社タスの株式を取得、子会社化
2009年12月	株式会社スリーウェイの株式を取得、子会社化
2010年4月	東京オフィス開設（東京都中央区）
2012年6月	株式会社ユニシステムの株式を取得、子会社
2012年11月	株式会社スリーウェイ（譲渡会社）がMACASEL株式会社（譲受会社）に全事業を譲渡
2012年12月	株式会社ソフトビジョンの株式を取得、子会社化
2013年1月	本店移転（大阪市淀川区）
2013年3月	東京オフィス移転（東京都新宿区）
2014年7月	東京オフィス移転（東京都港区）
2015年10月	ウィズソフト株式会社のソフトウェア開発事業を株式会社ソフトビジョンに事業譲渡

- （注） 1. ISO9001は、製造やサービス提供といった業務プロセスの維持や改善によって、製品やサービスの質の向上を図るためのマネジメントシステム規格です。
2. 1995年設立のアーティスト株式会社と2007年に商号変更されたアーティスト株式会社は別会社であります。
3. ISO27001は、情報資産の保護、利害関係者からの信頼を獲得するための“セキュリティ体制の確保”を目的としたフレームワークです。

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年 月	概 要
2015年12月	組織変更、株式移転により株式会社ウィズソフト設立
2015年12月	東京都港区に本店移転
2015年12月	ウィズソフト株式会社を株式会社タスに吸収合併
2016年 3月	アーティスト株式会社を株式会社ソフトビジョンに吸収合併
2016年 3月	株式会社ユニシステムのソフトウェア開発事業を株式会社ソフトビジョンに事業譲渡
2016年11月	株式会社ユニシステムを会社清算
2018年 9月	MACASEL株式会社を会社清算
2019年 2月	スクエアシステムズ株式会社の株式を取得、子会社化
2019年 3月	アイコム株式会社のソフトウェア開発事業を株式会社ソフトビジョンに事業譲渡
2019年 7月	株式会社カイテクノロジーに商号変更
2020年10月	本店移転（東京都新宿区）
2021年 9月	株式会社タス、株式会社ソフトビジョン、株式会社スクエアシステムズを吸収合併

3 【事業の内容】

当社は、長年にわたり培ってきたIT技術を軸に、コーポレート・ミッションを「プラスαで快適な明日へ」に定め、お客様にとって役に立つ「ひと」「もの」「情報」の提供を通して、IT環境を快適に変える企業を目指しております。

当社の事業はIT関連サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(1) システム開発サービス

ユーザーからシステム開発を受託した大手システムインテグレーターと協力してシステム開発を行うSES (System Engineering Service) (注)・人材派遣を行っています。製造関連、物流関連、放送関連、金融関連など幅広い業界に向けたシステムの開発を行っています。システム運用の環境整備 (ネットワーク構築、ハードウェアの導入、運営のための保守管理等) も行っています。

【開発業務領域】

開発関連	
アプリケーション開発	Java, .NET(C#,VB,ASP), PHP, JavaScript(AngularJS), HTML5
自社開発パッケージ	Java, VB.NET
組込・制御開発 (関西圏のみ)	C, C++
スマートフォンアプリ開発 (関西圏のみ)	Swift, Objective-C, Java, Kotlin
インフラ関連	
構築・テスト自動化	Ansible, Serverspec
クラウド	Microsoft Azure, Amazon Web Service
バックアップ	VERITAS NetBackup/BackupExec/System Recovery, Acronis Backup, ArcServe Backup, NetVault Backup
その他ミドルウェア	Apache, Tomcat, WebLogic, Zabbix, OpManager, JP/1
ストレージ	NetApp, Dell EMC
仮想基盤	VMware vSphere/Horizon, Microsoft Hyper-V
サーバ/OS基盤	Dell EMC, HP, Cisco / Windows, Linux, UNIX
ネットワーク	Cisco, Dell EMC, Juniper, F5

(注) SES (System Engineering Service) とは、システムやソフトウェアの開発・運用などで行われる委託契約の一種で、対象物の完成などを目的とせず特定の業務への技術者の労働の提供を行う契約のことであります。

(2) 受託開発サービス

ユーザーからシステム開発を請負う事業です。システム開発事業とは異なり、システムの要件定義から設計、プログラム製作、運用テスト、保守まで一貫したサービスを提供しています。上流工程である要件定義や設計は、ユーザーニーズを正確に把握することが前提になりますので、システム開発のノウハウだけでなく、顧客業務に関する知見、完成までを見据えたプロジェクトのマネジメント力も求められます。プログラム製作以降の開発工程では、システム開発サービスでの経験を活かすことで効率的な開発を行っています。

【開発事例】



営業放送システム

営業放送システムとは、地上波/BS/CSの放送を支える基幹システムです。放送の進行、コンテンツを管理し、テレビ放送の根幹を担っています。仕様検討・設計・開発・導入までワンストップで対応可能です。キー局から地方局まで様々な放送システムの開発を行っています。



金融・会計システム開発

大手金融機関様の業務システム開発、企業の根幹を担う、財務会計・管理会計の開発を、上流工程から開発・運用まで幅広くサポートします。長年の経験に基づいた幅広い業務領域と深い業務知識で、お客様から高い信頼を得ています。



製造・物流ソリューション

大手食品メーカー様、自動車業界様等の生産管理システム、物流システムなど、物流・製造業向けシステムの開発実績があります。ミッションクリティカルなシステムの開発に対応が可能です。豊富な実績をもとにお客様の現場を改善し、生産性と品質の向上のために、安全で安心なシステムを開発します。

【対応分野】



小売業

在庫管理システム
POSシステム
WEB受注システム



製造・物流

生産管理システム
在庫管理システム
物流システム



官公庁

情報公開システム
業務支援システム
電子申請システム



クラウド

データ収集可視化
IoTプラットフォーム
WEBサービス/アプリ開発



金融・会計

業務システム開発
財務会計・管理会計の開発



テレビ局

営業放送システム

(3) パッケージ販売サービス

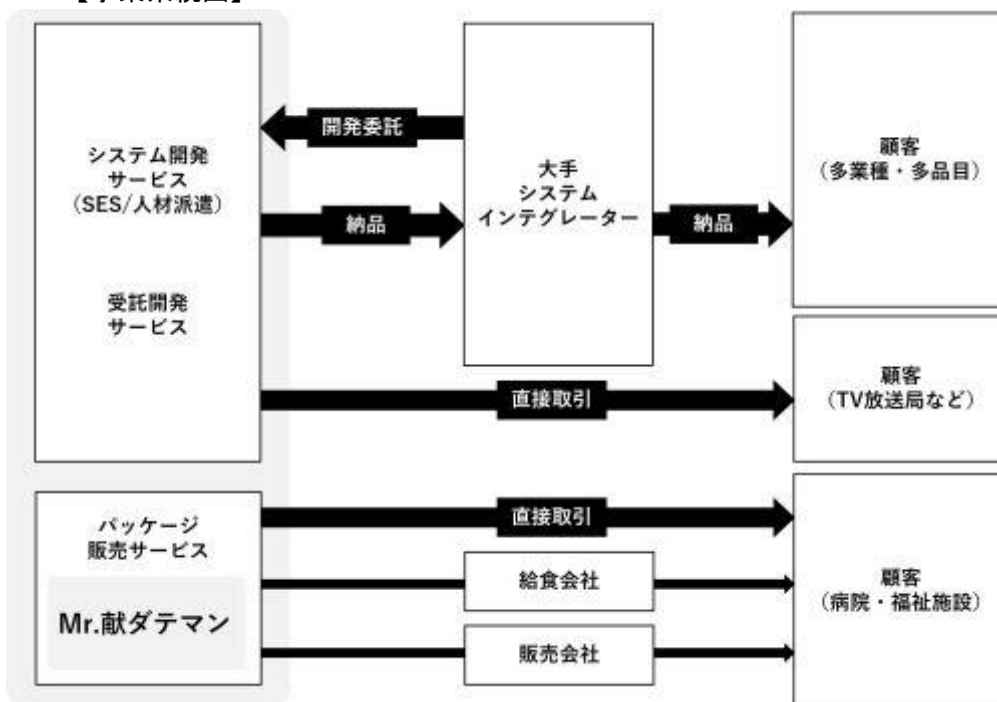
自社プロダクトとして、40年以上の販売実績がある栄養・給食管理ソフト「Mr. 献ダテマン」を取扱っています。介護・福祉／高齢者施設、病院、学校給食その他フードサービス業のお客様にこれまで9,000件以上の施設に導入いただいております。病院用では、電子カルテと接続し、食事情報を取得し禁食対応が可能な機能を提供しているほか、介護・福祉／高齢者施設では栄養ケアマネジメントの機能を提供しております。

【Mr. 献ダテマン】



「Mr. 献ダテマン」の担当部門では、高齢者施設や給食会社等の現場での実務経験を有する、管理栄養士資格を持つスタッフを多数配置しており、ソフトウェアの開発から、導入時の運用方法の相談、お客様が「Mr. 献ダテマン」を使いこなせるようになるまでの全面的なサポート業務に携わっています。

【事業系統図】



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2023年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
335(8)	37.2	6年5か月	4,448

- (注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けて記載しておりません。
2. 年間平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社の2021年6月29日開催の定時株主総会において、2021年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社子会社である株式会社タス、株式会社ソフトビジョン、株式会社スクエアシステムズを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約が承認可決されました。また、同株主総会において、従来、決算日が3月31日であったものを8月31日へと変更することを決議いたしました。これにより第8期は前期比較が困難であるため、前事業年度との比較情報の記載を省略しております。

(1) 業績

第8期事業年度（自2021年9月1日 至2022年8月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、世界規模での新型コロナウイルスワクチンの接種率の向上による感染症の減少傾向が顕著となったため、経済活動の持ち直しの動きが続きました。しかし、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う石油資源の高騰や物価上昇、円安ドル高、そしてサプライチェーンの混乱がわが国経済に対しても大きな打撃を与え、今後も厳しい経済環境が続くものと予想されます。

一方、当社が所属している情報サービス業においては、回復傾向は続いております。経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査2022年12月分 確報」によると、情報サービス業の2022年の売上高は15,884,775百万円となり、前年比103.8%と2年連続の増加、受注ソフトウェアは103.8%とこちらも2年連続の増加となりました。

このような経営環境の中において、当社は今期より「+αで快適な明日へ」というCorporate Missionを掲げ、世の中に+αを生み出すテクノロジーカンパニーとなることを実現すべく日々の事業活動に邁進してまいりました。しかしながら、情報サービス業における回復状況に対してエンジニア層は慢性的に不足しており、人員の採用計画は未達の結果となりました。

以上の要因において、当社の当事業年度につきましては、売上高が3,622,321千円、営業利益が92,646千円、経常利益が85,581千円となりました。当期純利益は、合併に伴う特別利益の計上等により334,748千円となりました。

当社はIT関連サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりますがサービス別の概況は、次のとおりであります。

システム開発サービス（SES・人材派遣）においては、新型コロナウイルス感染症の影響が続き技術者の稼働率が低迷したことから、売上高は2,298,163千円となりました。

受託開発サービスにおいては、パッケージ販売サービスの顧客導入を円滑に進めるための支援に技術者を振り向けたこと等により、新規受注のためのリソースが減少したことが影響し、売上高は715,322千円となりました。

自社プロダクトの販売を行うパッケージ販売サービスにおいては、新規顧客の拡大と併せインストール版からWEB版へのリプレース需要の取り込みを進めましたが、顧客への浸透を図ることに手間取り売上高は608,835千円に留まりました。

第9期第2四半期累計期間（自2022年9月1日 至2023年2月28日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、先進国の経済回復を背景とする海外需要により段階的に輸出が増加して景気を支えたほか、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の機会拡大に伴い社会活動が徐々に正常化に向かいました。

当社が所属している情報サービス業においては、経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査2023年1月分速報」によると、情報サービス業の売上高は1,166,090百万円となり、前年同月比6.7%増と10か月連続の増加、受注ソフトウェアは9.5%増となり、こちらも10か月連続の増加となりました。

このような経営環境において、当社は新たに「プラスαで快適（カイトク）な明日へ」というコーポレート・ミッションを掲げ、その実現のために「採用促進と教育体制の充実」、「IT人材育成サイクル」、「自社プロダクトの強化」の3つの基本方針を軸とした中期経営計画を推進し、顧客企業にとって役立つ会社を目指しております。

また、「自社プロダクトの強化」の重点施策として、開発能力の向上、営業・マーケティングの強化、DXの推進を行ってまいりました。

当社を取り巻く環境は、IT人材の確保難を発端とした受注機会の逸失が生じるなど、エンジニアの採用・育成の成否に業績が大きく左右される状況となっております。また、パッケージソフト販売においては、主要顧客である医療機関において導入時期の後ろ倒しや見直し等の影響が出ております。

このような状況下において、当社の当第2四半期累計期間につきましては、売上高 1,861,475 千円、営業利益 76,240 千円、経常利益 76,065 千円、四半期純利益 48,575 千円となりました。

当社の事業セグメントは、IT 関連サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

なお、当第2四半期累計期間は四半期財務諸表の作成初年度であるため、前年同期実績との比較は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第8期事業年度（自2021年9月1日 至2022年8月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ933,768千円増加し、1,094,073千円となりました。当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、70,775千円となりました。これは主に、増加要因として税引前当期純利益が376,519千円、減価償却費が25,773千円、のれん償却額が30,962千円あった一方で、減少要因として抱合せ株式消滅差損益が290,938千円、仕入債務の減少額が62,561千円あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得した資金は、17,965千円となりました。これは主に、増加要因として大阪事務所の移転により敷金を30,153千円回収した一方で、減少要因として大阪事務所の移転により内部造作の支払いを10,962千円行ったことと子会社の吸収合併に伴う社内システムの改修に2,123千円支出したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって支出した資金は、19,588千円となりました。これは主に、増加要因として社債の発行を50,000千円行ったこと、金融機関より150,000千円の借入を行った一方で、主な減少要因は社債の償還を84,000千円行ったこと、借入金の返済を135,588千円行ったことによるものであります。

第9期第2四半期累計期間（自2022年9月1日 至2023年2月28日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ18,917千円減少し、1,075,155千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により支出した資金は、5,141千円となりました。これは主に、増加要因として税引前四半期純利益が76,065千円、減価償却費が10,881千円、のれん償却額が15,481千円あった一方で、減少要因として売上債権の増加が33,747千円、前払費用の増加が23,707千円、前受金の減少13,201千円、未払金の減少10,854千円、未払費用の減少10,928千円、未払消費税等の減少が22,305千円あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は、2,225千円となりました。これは主に、増加要因として草津オフィスの解約により敷金を1,099千円回収した一方で、減少要因として社内システムの導入による3,540千円の支出を行ったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって支出した資金は、11,551千円となりました。これは主に、増加要因として社債発行170,000千円、金融機関借入50,000千円による資金調達を行った一方で、主な減少要因として配当金の支払いを117,600千円行ったこと、社債の償還を44,500千円、借入金の返済を69,451千円行ったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業はIT関連サービス事業の単一セグメントでありますので、サービス別に記載しております。

(1) 生産実績

当社の事業は、ソフトウェアの受託開発、派遣、オリジナルパッケージソフトの販売であり、生産活動を行っておらず、該当事項はありません。

(2) 受注実績

受注実績につきましては、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第8期事業年度（自2021年9月1日 至2022年8月31日）における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
システム開発サービス	2,298,163	—
受託開発サービス	715,322	—
パッケージ販売サービス	608,835	—
合計	3,622,321	—

- (注) 1. サービス間取引については相殺消去しております。
 2. 前事業年度は決算期変更により5か月決算としたこと、合併を行ったことから、比較が困難であるため前年同期比は記載を省略しております。
 3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	—	—	429,570	11.9

(注) 前事業年度の伊藤忠テクノソリューションズ(株)に対する販売高の販売高合計に対する割合が10%未満であるため、記載を省略しております。

第9期第2四半期累計期間（自2022年9月1日 至2023年2月28日）における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
システム開発サービス	1,233,160	—
受託開発サービス	358,934	—
パッケージ販売サービス	269,379	—
合計	1,861,475	—

- (注) 1. サービス間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第2四半期累計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	229,740	12.1

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

当社が対処すべき課題は、以下の通りであります。

①人材の確保と育成

当社が事業を展開する情報サービス産業は人材不足が深刻化しており、企業の持続的成長を達成するためには積極的な人材確保の推進が不可欠であります。これまで、即戦力となる30代から40代の人材を中心に採用活動を実施し、人材の充足を進めてまいりました。

新たに、「採用促進と教育体制の充実」の重点施策として、第二新卒を含む若手社員の採用を進めております。

具体的には、外部研修の受講、eラーニング等のスキルアップのための研修の受講をできる制度、資格取得支援制度を整備しております。

また、「IT人材育成サイクル」の重点施策として、自社プロダクト開発への参画により技術者を育成し、スキルが向上した技術者が外部案件に参画する社内異動・交流のサイクルを作ることで開発力強化を図ってまいります。

②営業力の強化

既存顧客に対する深掘り営業を強化するとともに、営業担当者だけでなく技術者が通常の業務の中から顧客ニーズを把握することで、新規案件の獲得及び既存案件の継続にも注力しております。また、営業情報の共有・一元化をさらに進めることで、迅速な提案活動につなげ、全社の受注活動の活性化を図ってまいります。

③単価アップにつながる技術力の向上

業績向上の施策として、受注単価の向上を目指しています。そのためのカギとなるのが技術者のスキルアップです。技術者向けの定期的な社内研修、外部研修の受講及び資格取得支援などの施策を講じることにより、取引先の求める技術の習得・資格の取得を進めてまいります。

④コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社では、継続的な企業価値の向上を実現させるため、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。そのため、コンプライアンス遵守を重視した企業経営を促進し、業務運営の効率化及びリスク管理の徹底等、内部管理体制をより一層強化してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しています。また、必ずしもリスク要因に該当しないと考えられる事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は本項及び本書中の本項以外の記載内容も合わせて慎重に検討したうえで行われる必要があるものと考えております。

なお、記載事項の中の将来に関する事項は、発行情報公表日現在において当社が判断したものであり、不確定な要素を含んでおります。また、本記載は、発生し得る全てのリスクを網羅したものではなく、当社の事業その他に関するリスクは本記載に限られるものではありません。

(1) 事業環境に関するリスクについて

① 経済環境の変化が及ぼすIT投資姿勢への影響について

当社が属する情報サービス産業は、あらゆる業界にサービス提供を行っていることから、経済活動全般の動向に影響を受ける傾向があります。

当社は顧客の動向や経済情勢の変化を的確に把握し、適切な対応策を講じるよう努めておりますが、経済情勢の悪化や景気の低迷等によりIT投資が減少した場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合他社による影響について

情報サービス産業においては、参入障壁が低く、大規模から小規模まで多数の事業者が存在しており、当該事業者との間に競合が生じております。

当社は顧客の動向を的確に把握し、ニーズに対応すべく技術力やサービス向上に努めておりますが、新規参入増加、価格競争等が激化した場合は当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 技術革新による影響について

情報サービス産業では、新たな技術やサービスが次々と生み出され、その変化は著しく速い業界であります。

当社は技術革新の動向や将来を見据え、新たな技術の習得に努めておりますが、その想定を超える革新的な技術や著しい市場環境の変化等が生じた場合には、当該変化に対応することができず、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業に関するリスクについて

① 人材の確保、育成について

当社の事業展開は、技術者の質と量に大きく依存しております。情報システムの開発は専門知識をベースとした労働集約型の業務であり、一定水準以上のスキルを有する技術者の確保が最重要と認識しております。

そのため新卒採用に注力すると共に、中途採用では業務知識やプロジェクト管理能力を有するリーダー候補の通年採用を行っています。併せて、研修や資格取得のための支援制度を導入するなど、情報システムの開発に必要な専門知識の習得を推奨しております。しかしながら、計画どおりに必要な人材が採用できない場合や既存技術者のスキルの向上を果たせない場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 協力会社の確保について

当社の事業展開においては、社内リソースの不足への対応、社内では持ち合わせない業務知識や技術のノウハウ活用等を目的とし、協力会社を活用しております。

ビジネスパートナーとして優秀な協力会社と良好な連携の構築に努めており、今後も協力会社との良好な連携体制構築を積極的に推進する方針ではありますが、協力会社の確保が進まず、必要な人材が確保できない場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 不採算プロジェクトの発生について

当社では請負型のシステム開発案件については、受注前に顧客要件を十分に分析し、必要工数を見積もった上で、社内稟議システムによる決裁手続きを経て受注しております。受注後は開発工程ごとに進捗管理を行い、常に問題点の抽出と対策を施しておりますが、受注時には予測できなかった要因による開発工程の遅延や納品後のシステム運用における不具合が生じることがあります。これらの諸問題への対応に想定外の工数がかかる場合は、当社の経営成績や財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 製品及びサービスの欠陥や瑕疵について

当社が提供する製品及びサービスについては開発や検査の工程管理に努めておりますが、欠陥や瑕疵が生じる可能性については全てを排除することはできません。

当社の製品及びサービスには、顧客の基幹業務に利用され高い信頼性が求められるケースは少なくないことから、これらの製品またはサービスの欠陥や瑕疵が原因で生じた損失に対する責任を追及される可能性があります。また、当社の製品またはサービスに重大な欠陥が生じたことにより製造物賠償責任問題が生じた場合には、売上の減少や賠償金の支払いが生じ、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定顧客への依存について

当社のシステム開発事業では、安定した業務量を確保するため大手システムインテグレーターとの関係強化に努めてまいりました。2022年8月期においては、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社に対する売上高の総売上高に対する割合が11.9%と高い状況となっております。

今後も大手システムインテグレーターとの関係を維持・強化しつつ、新たな取引先数の開拓により、安定的な受注の確保を目指す方針であります。しかしながら、大手システムインテグレーターとの関係に変化が生じた場合や新規の顧客開拓が想定通りに進まなかった場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 個人情報の取扱いについて

当社は自ら個人情報を収集する業務を行っていませんが、情報システムの開発のテスト段階等で個人情報を取扱う場合があります。個人情報の管理を徹底するため、体制強化の一環として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得するとともに、個人情報の取扱いに関連する従業員への教育により周知徹底を行っております。

しかしながら、個人情報が外部に漏洩するような事態となった場合には、当社の信頼失墜により、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 情報システムのトラブルについて

当社は事業の特性上、多数のコンピュータや通信機器を利用しております。これらの情報システムに対しては冗長化、バックアップの体制を取るとともにセキュリティ対策を講じております。情報システムへの外部攻撃に関しては、ファイアウォールやセキュリティソフトを配備し常時監視を行うとともに外部の専門事業者を活用した定期的な点検を実施しています。また、コンピュータセキュリティーに関するインシデント関連情報、システムの脆弱性情報、攻撃予兆情報の収集に努めてセキュリティ対策に反映しております。

今後もセキュリティ対策を強化していく方針ですが、新たなコンピュータウィルスの脅威、電力供給の停止、通信障害等、想定外のシステムトラブルが生じた場合、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 長時間労働の発生について

当社では適切な労働管理に努め、長時間労働の発生を未然に防ぐべく、クラウド型の勤怠管理システムを導入し、事業部門と管理部門双方により監視しております。しかしながら、開発過程での想定外のトラブル対応のための工数の増加、特定の技術保有者への業務の集中などの要因により、長時間労働が発生する可能性があり、従業員の健康問題や労働問題に発展し、当社の経営成績や財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ クラウド関連市場について

当社の自社プロダクトである「Mr. 献ダテマン」は、クラウド型のサブスクリプションサービスであります。

当社はクラウド関連市場の順調な成長が続くものと見込んでおりますが、クラウドサービスに関連して、今後新たな法的規制の導入、技術革新の停滞などの要因により、クラウド関連市場の成長が阻害される場合には、サービス展開が想定通りに進まず、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスクについて

① 法的規制等について

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

当社は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という）に基づき、一般労働者派遣事業について本社及び大阪オフィスにて許可を受けております。

労働者派遣事業は労働者派遣法第6条に欠格事由が設けられており、これに該当するときは事業の許可取消し、又は事業の廃止となる旨定められております。

当社は法令を遵守し事業運営を行っておりますが、法令違反に該当事項が発生した場合、法的な規制が変更等になった場合、許認可の有効期限の満了後に許可が更新されない場合には、当社の事業活動や経営成績に影響を与える可能性があります。

ロ 下請代金支払遅延等防止法

当社は、「下請代金支払遅延等防止法」でいう下請会社となる協力会社等に対して情報システムの開発を依頼しております。

当社は、支払代金の遅延等を未然に防止する体制を構築し、関係省庁への報告を行っておりますが、法令違反に該当する事態が発生した場合、又は法律等の改正等が行われた場合には、当社の事業活動や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 知的財産権について

当社では、幅広い業種のシステム開発に従事することにより、開発ノウハウを蓄積してきましたが、公知の技術をベースにした開発が主体であることから、特許性を有する開発技術を習得することは容易ではありません。

一方、新たな開発技術の導入に取り組む事業者もあり、特許等の申請は増加傾向にあります。当社では、第三者が所有する著作権及び特許権を侵害しないよう、従業員に対する啓蒙活動や弁護士や弁理士への事前相談を行うなど細心の注意を払い事業展開しておりますが、当社の認識外で第三者が所有する著作権及び特許権を侵害してしまった場合、当社への損害賠償請求、信用の低下、風評等により、当社の事業活動、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 自然災害等について

当社や取引先が事業展開する地域において、自然災害、電力・通信・交通その他の社会インフラの障害、大規模な事故等が発生した場合には、当社又は当社の取引先の企業活動に悪影響を及ぼし、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産の回収可能性は、将来の収益力やタックスプランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の発生状況等に基づき判断しております。当該見積り及び当該仮定において、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

⑤ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、当社の役職員に対してインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。発行者情報公表日時点において、これらの新株予約権による潜在株式数は、560,400株であり、発行済株式総数の13.3%に相当しております。

これらの株式予約権が行使された場合には、既存の株式が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

⑥ 新型コロナウイルス(COVID-19)の影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、在宅勤務やオンライン会議を活用など、従業員の健康と安全を確保するとともに事業継続の両立を目指しています。しかしながら、従業員や顧客、外注先の関係者が感染し、クラスター等に拡大した場合、開発プロジェクトが中断や中止に追い込まれることが想定され、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 担当J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行情報公表日現在において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められています。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められています。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当社が適当と認める場合に限り。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、当社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他

当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日

c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割当てするために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てしておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると当社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生していません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループが属する情報サービス産業では、セキュリティ対策やビッグデータの活用、政府によるマイナンバー制度の導入、さらにAI、IoT、RPA、Fintech等といった情報技術の革新により、金融機関をはじめとして、エネルギー、官公庁、サービス等の各分野で情報化投資が拡大しております。

このような環境の変化において、当社では、様々な技術革新や顧客ニーズに対応したサービス提供を行っていくために、オリジナルパッケージにおける新たな機能の開発や、WEB対応など利便性の改善を目指しております。

第8期事業年度（自2021年9月1日 至2022年8月31日）における研究開発費の金額は、64,087千円であります。

第9期第2四半期累計期間（自2022年9月1日 至2023年2月28日）における研究開発費の金額は、36,241千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。

経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第8期事業年度（自2021年9月1日 至2022年8月31日）

(流動資産)

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末に比べ1,209,651千円増加し、1,549,599千円となりました。これは主に、2021年9月1日付で当社子会社である株式会社タス、株式会社ソフトビジョン、株式会社スクエアシステムズを吸収合併したことにより、合併時の流動資産が全体として1,184,803千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末の固定資産は、前事業年度末に比べ460,929千円減少し、315,311千円となりました。これは主に2021年9月1日付で当社子会社である株式会社タス、株式会社ソフトビジョン、株式会社スクエアシステムズを吸収合併したことにより繰延税金資産が76,581千円増加した一方、関係会社株式が538,489千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べ394,339千円増加し、628,767千円となりました。これは主に2021年9月1日付で当社子会社である株式会社タス、株式会社ソフトビジョン、株式会社スクエアシステムズを吸収合併したことにより合併時の流動負債が全体として459,901千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末の固定負債は、前事業年度末に比べ19,633千円増加し、506,439千円となりました。これは主に2021年9月1日付で当社子会社である株式会社タス、株式会社ソフトビジョン、株式会社スクエアシステムズを吸収合併したことにより固定負債が59,352千円増加した一方、社債が24,000千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ334,749千円増加し、729,703千円となりました。これは当期純利益を334,748千円計上したことによるものであります。

第9期第2四半期累計期間（自2022年9月1日 至2023年2月28日）

（流動資産）

当第2四半期会計期間末の流動資産は、前事業年度末に比べ27,769千円増加し、1,577,368千円となりました。これは主に現金及び預金が18,917千円減少する一方で、受取手形、売掛金及び契約資産が33,747千円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当第2四半期会計期間末の固定資産は、前事業年度末に比べ51,382千円減少し、263,928千円となりました。これは主に減価償却に伴い有形固定資産が6,053千円、のれんが償却により15,481千円、繰延税金資産が27,277千円それぞれ減少したことによるものであります。

（流動負債）

当第2四半期会計期間末の流動負債は、前事業年度末に比べ42,218千円減少し、586,549千円となりました。これは主にその他に含まれている未払消費税、未払費用等が減少したことによるものであります。

（固定負債）

当第2四半期会計期間末の固定負債は、前事業年度末に比べ87,629千円増加し、594,068千円となりました。これは主に長期借入金残高が17,247千円減少する一方で、社債残高が106,500千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ69,024千円減少し、660,678千円となりました。これは主に四半期純利益を48,575千円計上する一方、前期決算の剰余金の処分として117,600千円の配当を行ったことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(3)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日（2023年6月30日）から12か月間の当社の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

第4 【設備の状況】

当社は単一セグメントであり、セグメントの記載は省略しております。

1 【設備投資等の概要】

第8期事業年度（自2021年9月1日 至2022年8月31日）

当事業年度の設備投資については、基幹システムの増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備の増加額は39,149千円であり、主に子会社を吸収合併したことにより受け入れたものであります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第9期第2四半期累計期間（自2022年9月1日 至2023年2月28日）

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【主要な設備の状況】

第9期第2四半期会計期間末（2023年2月28日）における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2023年2月28日現在

事業所名 (所在地)	事業部の 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
東京本社 (東京都新宿区)	全社共通	業務施設	56,664	9,116	9,511	75,292	204
大阪オフィス (大阪市淀川区)	全社共通	業務施設	13,552	3,974	—	17,526	131

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社及び大阪オフィスは賃借物件であり、その年間賃料は、本社72,602千円、大阪オフィス16,870千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2022年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年5月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,000,000	11,800,000	4,200,000	4,200,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	16,000,000	11,800,000	4,200,000	4,200,000	—	—

(注) 1. 2023年4月14日開催の臨時株主総会決議により、2023年4月14日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 未発行株式数には新株予約権560,400株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権（2020年3月24日株主総会決議、2020年3月24日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2022年8月31日)	公表日の前月末現在 (2023年4月30日)
新株予約権の数(個)	2,400	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	182 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2021年4月8日～2029年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 182 資本組入額 91	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)、または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場する前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす)を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分する自己)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分する自己)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了もしくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることができない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定める場合に限るものとする。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- i 新株予約権者は、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了もしくは定年退職の場合を除く。)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ii 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によって取得する新株予約権の一部を決定する。

第2回新株予約権（2020年3月24日株主総会決議、2020年3月24日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2022年8月31日)	公表日の前月末現在 (2023年4月30日)
新株予約権の数(個)	350	320
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000 (注) 1	32,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	182 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2022年4月8日～2029年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 182 資本組入額 91	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)、または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場する前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす)を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分する自己)株式数} \times \text{1株当たり行使金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分する自己)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了もしくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることができず旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 組織再編成行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236

条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定める場合に限るものとする。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- i 新株予約権者は、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了もしくは定年退職の場合を除く。)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ii 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によって取得する新株予約権の一部を決定する。

第3回新株予約権(2022年5月30日株主総会決議、2022年5月30日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (2022年8月31日)	公表日の前月末現在 (2023年4月30日)
新株予約権の数(個)	309,200	288,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	309,200 (注)1	288,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	2024年6月18日～2031年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230 資本組入額 115	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)、または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場する前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす)を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分する自己)株式数} \times \text{1株当たり行使金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分する自己)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新

株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。

- ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
 - iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 - iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期满了もしくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることができない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
4. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定める場合に限るものとする。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- i 新株予約権者は、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期满了もしくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ii 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によって取得する新株予約権の一部を決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年3月24日 (注) 1	2,000	42,000	18,200	28,200	18,200	20,700
2020年4月7日 (注) 2	4,158,000	4,200,000	—	28,200	—	20,700

(注) 1. 有償第三者割当増資によるものであります。

- i 発行価格 18,200,000円
資本組入額 9,100,000円
割当先 みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合
- ii 発行価格 18,200,000円
資本組入額 9,100,000円
割当先 三生6号投資事業有限責任組合

2. 株式分割(1:100)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2023年4月30日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	5	8	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	36,706	—	—	5,294	42,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	87.40	—	—	12.60	100.00	—

(注) 2023年4月14日開催の臨時株主総会決議により、2023年4月14日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,200,000	42,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,200,000	—	—
総株主の議決権	—	42,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2020年3月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)【新株予約権等の状況】に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2)【新株予約権等の状況】に記載しております。

第2回新株予約権

決議年月日	2020年3月24日
付与対象者の区分及び人数	当社及び子会社取締役及び従業員 19名（2020年3月24日現在在職中である部長職以上の者であり、かつ第1回新株予約権の付与を受けていない者）
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)【新株予約権等の状況】に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2)【新株予約権等の状況】に記載しております。

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名及び当社従業員5名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2022年5月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び従業員 43名（2022年5月30日現在在職中であり、かつマネージャー職以上である者）
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)【新株予約権等の状況】に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2)【新株予約権等の状況】に記載しております。

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役5名及び当社従業員39名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値を高めるとともに、株主の皆様への利益還元を行っていくことが経営の重要課題であると認識しております。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当の年1回を基本としており、決定機関は取締役会であります。

また、当社は定款において、毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

企業価値の向上と健全な事業活動の維持を可能とする範囲において、増加運転資金や人材、設備への投資のための内部留保とのバランスを勘案したうえで、配当性向35%を目安とした継続的な配当を実施することを基本方針としております。

(注) 1. 当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2022年11月28日 定時株主総会決議	117,600	28

2. 2023年4月14日開催の臨時株主総会において、剰余金配当の決定機関を取締役会とすること及び中間配当を行えるよう基準日を設定しております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員状況】

男性5名 女性2名(役員のうち女性の比率 28.6%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役社長	CEO	勝屋 嘉恭	1966年3月19日	1989年9月 1990年3月 2008年12月 2012年1月 2015年12月 2012年12月 2019年2月 2021年11月 グラフィシステムズ株式会社 入社 ウィズソフト株式会社 設立 代表取締役 株式会社タス 代表取締役 ウィズストック株式会社(現 株式会社リーブル)設立 代表取締役(現任) 当社設立 代表取締役 株式会社ソフトビジョン 代表取締役 株式会社スクエアシステムズ 代表取締役 当社 代表取締役社長CEO (現任)	(注) 2	(注) 4	(注) 5 3,689,000
取締役	COO	星野 和真	1967年7月22日	1991年4月 2003年12月 2013年11月 2017年10月 2018年3月 2020年3月 2021年10月 2021年11月 野呂税理士事務所 入社 株式会社ファイバークロ 専務取締役 株式会社クラウドラボ代表取締役 当社 総務部経理課長 当社 取締役 当社 取締役管理本部長 当社 取締役受託開発事業部長 当社 取締役COO (現任)	(注) 2	(注) 4	5,000
取締役	CFO	伊地知 高之	1964年6月22日	1988年4月 2015年10月 2021年5月 2021年9月 2021年11月 2022年8月 協和銀行(現りそな銀行) 入行 埼玉りそな銀行小手指支店 支店長 当社 執行役員管理本部副本部長 当社 執行役員経営管理本部長 当社 取締役CFO 当社 取締役CFO経営管理本部長 (現任)	(注) 2	(注) 4	5,000
取締役	—	中家 奈緒子 (戸籍上の氏名) : 勝屋 奈緒子(注) 6	1969年4月1日	1989年3月 1992年7月 1998年3月 2007年2月 2008年12月 2017年4月 2018年3月 2018年3月 株式会社ニチダン 入社 管理栄養士登録 株式会社タス 入社 同社 取締役顧客支援管理部統括 同社 取締役顧客支援管理部長 同社 執行役員顧客支援管理部長 当社 取締役(現任) 株式会社タス 代表取締役	(注) 2	(注) 4	120,000
取締役 監査等委員	—	藤原 拓也	1965年9月2日	1999年7月 2000年1月 2017年3月 2019年2月 2021年9月 2021年9月 中央青山監査法人 入所 公認会計士登録 株式会社ネオキャリア 入社 当社 常勤監査役 当社 取締役監査等委員(現任) 藤原拓也税理士事務所 代表 (現任)	(注) 3	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	—	松本 卓也	1979年 3月4日	2006年10月 弁護士登録 2015年8月 阿部・井窪・片山法律事務所 入所 2016年1月 株式会社ジー・スリーホールディングス 社外監査役 2016年11月 同社 社外取締役 2018年3月 当社 社外監査役 2020年6月 八千代工業株式会社 社外監査役 (現任) 2021年9月 当社 取締役監査等委員 (現任) 2022年2月 弁護士法人阿部・井窪・片山法律事務所 社員 福岡オフィス所長 (現任) 2022年5月 株式会社識学 社外監査役 (現任)	(注) 3	(注) 4	—
取締役 監査等委員	—	長谷川 園恵	1967年 7月11日	1995年10月 篠原会計事務所 入所 1996年10月 株式会社三和総合研究所 入社 2000年7月 公認会計士登録 2005年12月 あずさ監査法人 入所 2009年11月 はせがわ公認会計士・税理士事務所 開業(現任) 2020年3月 当社 社外監査役 2020年3月 ブルーミングガーデン合同会社 代表社員 (現任) 2021年9月 当社 取締役監査等委員 (現任) 2021年12月 医療法人社団天紀会 理事 (現任) 2022年6月 ユニプレス株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2022年6月 株式会社東京エネシス 社外取締役 (現任)	(注) 3	(注) 4	—
計							3,819,000

- (注) 1. 藤原拓也氏、松本卓也氏、長谷川園恵氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、2022年11月28日開催の定時株主総会の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2022年11月28日開催の定時株主総会の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2022年8月期に支給した役員報酬の総額は、70,317千円であります。
5. 代表取締役社長勝屋嘉恭氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社リーブルが所有する3,350,600株を含んでおります。
6. 取締役中家奈緒子氏は、代表取締役社長勝屋嘉恭氏の配偶者であります。

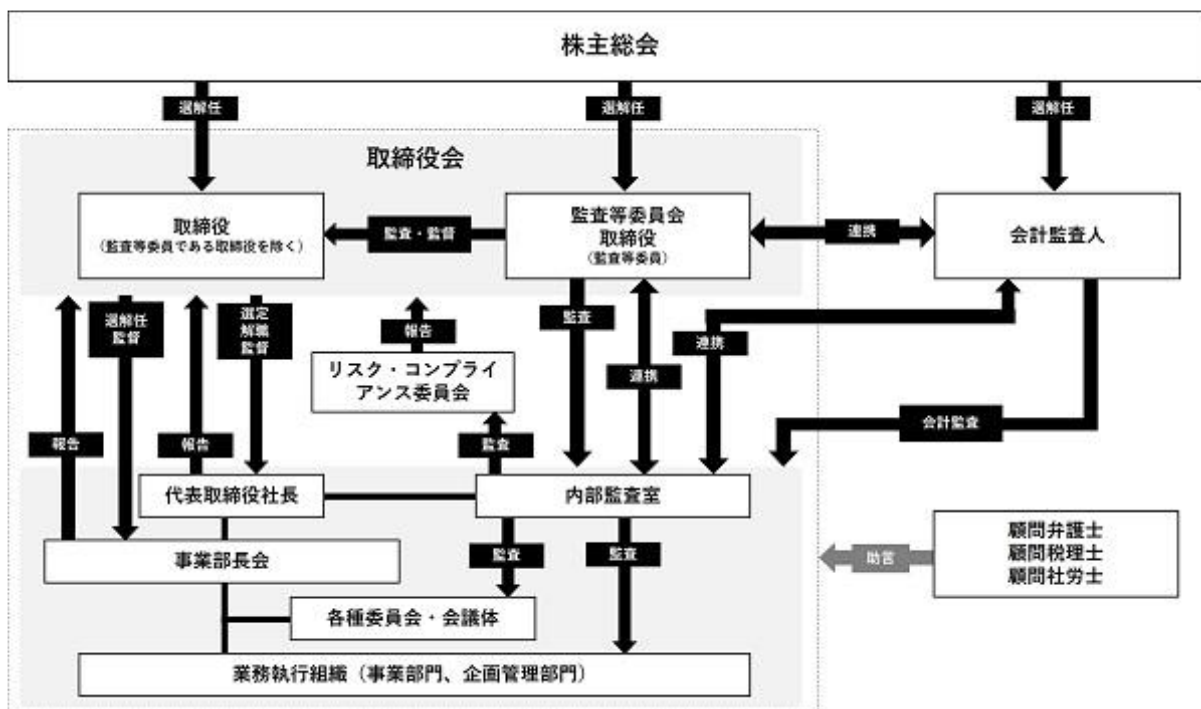
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上を実現させるため、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。そのため、コンプライアンス遵守を重視した企業経営を促進し、業務運営の効率化及びリスク管理の徹底等、内部管理体制をより一層強化してまいります。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社を選択しております。

監査等委員会設置会社を選択することで、取締役である監査等委員が取締役会における意思決定プロセスに関与することにより、取締役会の監督機能を高め、経営内容の透明性、公平性、遵法性を確保したコーポレート・ガバナンスを構築しております。

(a) 取締役会

取締役会は、7名の取締役(うち3名は監査等委員である取締役)で構成しており、原則毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。取締役会では、当社の重要な意思決定をはじめとする付議事項の審議及び重要な報告がなされ、監査等委員が取締役の意思決定及び業務執行の状況につき監査を実施しております。

(b) 監査等委員会

監査等委員会は、3名の取締役(すべて社外取締役)で構成しています。監査等委員はその経験や知見に基づき独立の立場から監査業務を遂行し、監査等委員会において監査の結果その他重要事項について議論しております。

(c) 社外取締役

社外取締役は、3名の体制となっております。

当社の社外取締役と当社との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の特別な利害関係はなく、当社からの独立性を有しているものと判断しております。

また社外取締役は、当社と会社法第423条第1項の損害責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第423条第1項の定める額の合計額となります。

(d) 内部監査

当社は代表取締役社長直轄の内部監査室を設けております。内部監査は、監査に当たっては各部署の業務活動全般に関して、職務分掌、職務権限、社内諸規程やリスクマネジメント、コンプライアンス等の観点から監査を行っております。監査の実施状況については、随時、代表取締役社長及び監査等委員に報告しています。内部監査で問題点が指摘された場合には、被監査部門に改善の勧告を行うとともに、改善状況の確認のための実査を実施しております。

また、内部監査、監査等委員及び会計監査人との間で監査計画を共有するなどの連携を行うことにより、各監査の効率化、品質の向上に努めております。

(e) 会計監査

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。2022年8月期において監査を執行した公認会計士は三浦 太氏、伊藤 恭治氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。なお、同監査法人及び同監査法人に従事する業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は以下の通りです。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査等委員である取締役の出席のもと、原則として毎月開催しております。監査等委員は監査等委員ではない取締役の職務執行の監督を行うとともに、自ら取締役として議決権を行使することにより当社のガバナンス強化の役割を担います。
- イ. 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能及び役割として期待し、社外役員を招聘しております。
- ウ. 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することを明確に定め、断固たる態度で反社会的勢力を排除いたします。
- エ. 取締役会は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築してまいります。
- オ. 監査等委員は、監査等委員会が定めた「監査等委員会監査基準」に基づき、取締役会への出席、業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求めると定めております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せて文書管理規程に定める期間保管するとともに、必要に応じて取締役及び監査等委員が閲覧可能な状態を維持してまいります。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・重要な会議体及び委員会の議事録
- イ. アに定める文書の他、契約書、決裁書その他の文書については、文書の保有に関する規則に基づき適切に保存及び管理を行っております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 取締役会は、「リスク・コンプライアンス規程」を損失の危険の管理に関する統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備しております。
- イ. 取締役会のもとに当社のリスク管理及びコンプライアンス推進を目的としてリスク・コンプライアンス委員会を常設し、損失の危険の管理にあっております。
 - リスク・コンプライアンス委員会は、法令遵守の教育・訓練計画を立案、推進することにより、組織的に潜在リスクを予防し、表面化したリスクを收拾します。また万一発生した危機に対して統制の取れた対

応を取ることによって損失を最小にとどめることを目的としております。

潜在リスク情報を早期に収集して対処を容易にするために、社外弁護士を窓口とする「内部通報窓口」等の内部通報制度を整備しております。リスク・コンプライアンス委員会事務局は、リスク・コンプライアンス委員会に報告されたリスク情報を全て監査等委員会に報告しており、監査等委員会は、いつでも必要に応じてリスク・コンプライアンス委員会に対してリスク情報の報告を求めることができるものと定めております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催します。
- イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、諸規程において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定めております。

(f) 株式会社における業務の適正を確保するための体制

- ア. 取締役会のもとに常設されるリスク・コンプライアンス委員会は、当社の損失の危険の管理にあたるものとし、各委員の監督のもと、個別の損失の危険に対応するための諸規程を整備しております。
- イ. 代表取締役のもと内部監査を担当する内部監査室（1名）を設置し、内部監査基準に基づき、当社の業務の適正を確保するために必要な監査を行っております。

(g) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

- ア. 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときは、会社は当社の従業員から監査等委員補助者を任命するものとします。
- イ. アの従業員の取締役からの独立性を確保するために、監査等委員はアの従業員の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとしております。また、当該従業員は当社の就業規則に服しますが、監査等委員補助業務に係る当該従業員への指揮命令権は監査等委員に属することとしております。

(h) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ア. 監査等委員は、取締役会その他、事業部長会、経営会議その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができるものと定めております。
- イ. 当社及び従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査等委員に直ちに報告します。前記にかかわらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、当社及び従業員に対して報告を求めることができることとしております。
- ウ. 取締役は、内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保しております。当該規程には、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けない旨を、その内容に含めるものとしております。
- エ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査等委員の請求に基づき当社の負担により精算するものとしております。
- オ. 監査等委員は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて会計監査人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、会計監査人と相互の連携を高めるものとしております。

④ 支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策に関する方針

支配株主との取引はありませんが、取引が発生する場合は、当該取引条件を一般の取引条件と比較検討を行い

決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引については取締役会の承認を必要としており、関連当事者取引を取締役会が適時適切に把握し、少数株主の利益を毀損する取引を排除する体制を構築しております。

⑤ 役員報酬等

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額と対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	55,917	55,917	—	—	4
取締役監査等委員	14,400	14,400	—	—	3
計	70,317	70,317	—	—	7

(b) 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(c) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、取締役の報酬等の額は、職責・職位及び経営への貢献度・経営内容を勘案し決定すること、そしてこれらの貢献度・経営内容の評価は代表取締役を行うことが適切と判断し、その上で客観性を担保するために代表取締役及び取締役監査等委員で構成する報酬協議会で取締役の個別報酬額を決定しております。なお、当事業年度における報酬は金銭による定額基本報酬のみであります。

取締役(監査等委員を除く)の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

取締役監査等委員の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は5名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役の選任決議要件

取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

これは、取締役が職務の執行にあたって期待される役割を十分に発揮できる環境を整えることを目的としています。

⑨ 取締役(業務執行取締役であるものを除く)の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的に会社法第309条第2項に定める株主総会における特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑪ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議による旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

⑫ 中間配当

当社は、会社法第454条第4項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

⑬ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としています。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	25,000	—
計	25,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、事業内容の特性等に基づいた監査日数を勘案し監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の第2四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2021年9月1日から2022年8月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2022年12月1日から2023年2月28日まで)及び第2四半期累計期間(2022年9月1日から2023年2月28日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

4 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

5 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修会に参加及び会計専門紙の定期購読を行っております。

6 決算期変更について

当社の財務諸表については、決算期変更に伴い前事業年度(2021年4月1日から2021年8月31日まで)は5か月決算となります。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年8月31日)	当事業年度 (2022年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	160,305	1,094,073
受取手形	—	15,507
売掛金	40,779	357,683
商品及び製品	—	9,875
仕掛品	—	45,162
前渡金	2,695	7,699
前払費用	13,528	18,032
関係会社1年以内返済予定貸付金	81,674	—
その他	40,966	2,524
貸倒引当金	—	△960
流動資産合計	339,948	1,549,599
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	89,052	90,013
減価償却累計額	△6,457	△15,295
建物及び構築物(純額)	82,595	74,717
工具、器具及び備品	22,274	27,257
減価償却累計額	△3,494	△12,613
工具、器具及び備品(純額)	18,779	14,643
有形固定資産合計	101,375	89,360
無形固定資産		
のれん	—	49,038
ソフトウェア	20,292	10,800
その他	—	973
無形固定資産合計	20,292	60,812
投資その他の資産		
長期貸付金	—	1,156
長期前払費用	—	370
繰延税金資産	12,971	89,552
関係会社株式	538,489	—
その他	103,111	74,058
投資その他の資産合計	654,572	165,137
固定資産合計	776,240	315,311
資産合計	1,116,189	1,864,910

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年8月31日)	当事業年度 (2022年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	—	114,394
契約負債	—	65,614
未払金	54,673	36,770
未払費用	11,406	59,536
未払法人税等	160	594
未払消費税等	3,176	54,441
預り金	2,991	11,472
一年以内償還社債	69,000	74,000
一年以内返済長期借入金	84,480	128,722
賞与引当金	8,027	78,993
その他	512	4,228
流動負債合計	234,428	628,767
固定負債		
社債	213,000	189,000
長期借入金	227,183	237,970
資産除去債務	46,623	48,090
退職給付引当金	—	515
長期未払金	—	25,007
その他	—	5,856
固定負債合計	486,806	506,439
負債合計	721,234	1,135,207
純資産の部		
株主資本		
資本金	28,200	28,200
資本剰余金		
資本準備金	20,700	20,700
その他資本剰余金	112,072	112,072
資本剰余金合計	132,772	132,772
利益剰余金		
その他利益剰余金	233,981	568,730
繰越利益剰余金	233,981	568,730
利益剰余金合計	233,981	568,730
株主資本合計	394,954	729,703
純資産合計	394,954	729,703
負債純資産合計	1,116,189	1,864,910

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2023年2月28日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,075,155
受取手形、売掛金及び契約資産	406,938
商品及び製品	6,466
仕掛品	33,712
貯蔵品	6,275
貸倒引当金	△2,678
その他	51,498
流動資産合計	1,577,368
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	90,013
減価償却累計額	△19,796
建物及び構築物(純額)	70,217
工具、器具及び備品	27,257
減価償却累計額	△14,166
工具、器具及び備品(純額)	13,090
有形固定資産合計	83,307
無形固定資産	
のれん	33,557
その他	10,485
無形固定資産合計	44,042
投資その他の資産	
繰延税金資産	62,275
その他	74,302
投資その他の資産合計	136,578
固定資産合計	263,928
資産合計	1,841,297

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2023年2月28日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	113,886
契約負債	52,413
賞与引当金	81,465
未払法人税等	212
一年以内償還社債	93,000
一年以内返済長期借入金	126,518
その他	119,053
流動負債合計	586,549
固定負債	
社債	295,500
長期借入金	220,723
資産除去債務	48,099
その他	29,745
固定負債合計	594,068
負債合計	1,180,618
純資産の部	
株主資本	
資本金	28,200
資本剰余金	132,772
利益剰余金	499,705
株主資本合計	660,678
純資産合計	660,678
負債純資産合計	1,841,297

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2021年4月1日 至2021年8月31日)	当事業年度 (自2021年9月1日 至2022年8月31日)
売上高	—	3,622,321
営業収益	163,250	—
売上原価	—	2,652,207
売上総利益	163,250	970,114
販売費及び一般管理費	※1 186,497	※1 877,468
営業利益又は営業損失(△)	△23,247	92,646
営業外収益		
受取利息	998	48
助成金収入	—	8,079
雑収入	58	487
営業外収益合計	1,056	8,615
営業外費用		
支払利息	1,347	3,809
社債利息	610	1,663
固定資産除却損	—	※2 2,388
障がい者雇用納付金	—	2,188
支払手数料	—	4,500
その他	163	1,129
営業外費用合計	2,121	15,680
経常利益又は経常損失(△)	△24,312	85,581
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	—	※3 307,407
特別利益合計	—	307,407
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	—	※4 16,468
特別損失合計	—	16,468
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失(△)	△24,312	376,519
法人税、住民税及び事業税	160	596
法人税等調整額	△5,788	41,174
法人税等合計	△5,627	41,770
当期純利益又は当期純損失(△)	△18,684	334,748

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自2021年4月1日 至2021年8月31日)		当事業年度 (自2021年9月1日 至2022年8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 商品売上原価	※1				
期首商品棚卸高		—		5,227	
当期商品仕入高		—		41,623	
経費		—		10,994	
計		—		57,845	
期末商品棚卸高		—	—	9,875	47,970
II 製品製造原価	※2				
i 労務費		—	—	1,474,611	55.2
ii 製造経費		—	—	1,195,323	44.8
当期総製造費用		—	—	2,669,934	100.0
期首仕掛品棚卸高		—	—	71,907	
期末仕掛品棚卸高		—	—	45,162	2,696,679
他勘定振替高			—		92,442
商品及び製品売上原価		—	—	2,652,207	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自2021年4月1日 至2021年8月31日)	当事業年度 (自2021年9月1日 至2022年8月31日)
外注費	—	10,994

(注) ※2 主な内訳は、次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自2021年4月1日 至2021年8月31日)	当事業年度 (自2021年9月1日 至2022年8月31日)
外注加工費	—	1,119,846

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自2022年9月1日 至2023年2月28日)
売上高	1,861,475
売上原価	1,354,672
売上総利益	506,802
販売費及び一般管理費	※ 430,561
営業利益	76,240
営業外収益	
受取利息	20
助成金収入	5,451
雑収入	472
営業外収益合計	5,944
営業外費用	
支払利息	1,622
社債利息	1,043
社債発行費	3,341
その他	111
営業外費用合計	6,119
経常利益	76,065
税引前四半期純利益	76,065
法人税、住民税及び事業税	213
法人税等調整額	27,277
法人税等合計	27,490
四半期純利益	48,575

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2021年4月1日 至2021年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	28,200	20,700	112,072	132,772	252,666	252,666	413,638	413,638	
当期変動額									
当期純損失(△)	—	—	—	—	△18,684	△18,684	△18,684	△18,684	
当期変動額合計	—	—	—	—	△18,684	△18,684	△18,684	△18,684	
当期末残高	28,200	20,700	112,072	132,772	233,981	233,981	394,954	394,954	

当事業年度(自2021年9月1日 至2022年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	28,200	20,700	112,072	132,772	233,981	233,981	394,954	394,954	
当期変動額									
当期純利益	—	—	—	—	334,748	334,748	334,748	334,748	
当期変動額合計	—	—	—	—	334,748	334,748	334,748	334,748	
当期末残高	28,200	20,700	112,072	132,772	568,730	568,730	729,703	729,703	

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2021年4月1日 至2021年8月31日)	当事業年度 (自2021年9月1日 至2022年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△24,312	376,519
減価償却費	9,364	25,773
のれん償却額	—	30,962
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	△397
賞与引当金の増減額(△は減少)	△2,847	8,334
受注損失引当金の増減額(△は減少)	—	△651
受取利息及び受取配当金	△998	△48
支払利息	1,958	5,473
抱合せ株式消滅差損益(△は益)	—	△290,938
有形固定資産除却損	—	2,388
売上債権の増減額(△は増加)	△8,099	△15,246
棚卸資産の増減額(△は増加)	△116	23,669
仕入債務の増減額(△は減少)	—	△62,561
未収入金の増減額(△は増加)	△23,392	—
未払金の増減額(△は減少)	31,928	△15,326
未払費用の増減額(△は減少)	2,201	△2,500
前受収益の増減額(△は減少)	—	△18,424
預り金の増減額(△は減少)	1,066	△11,761
退職給付引当金の増減額(△は減少)	—	△483
未払消費税等の増減額(△は減少)	△8,825	29,331
その他	4,666	△7,555
小計	△17,405	76,558
利息及び配当金の受取額	998	48
利息の支払額	△1,477	△5,467
法人税等の支払額	△370	△605
法人税等の還付額	71,470	241
営業活動によるキャッシュ・フロー	53,214	70,775
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△10,962
無形固定資産の取得による支出	—	△2,123
貸付金の回収による収入	71,678	899
敷金及び保証金の差入による支出	△16,400	—
敷金及び保証金の回収による収入	—	30,153
投資活動によるキャッシュ・フロー	55,277	17,965
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入による収入	—	150,000
長期借入金の返済による支出	△35,200	△135,588
社債の発行による収入	—	50,000
社債の償還による支出	—	△84,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△35,200	△19,588
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	73,292	69,152
現金及び現金同等物の期首残高	87,013	160,305
子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額	—	※2 864,615
現金及び現金同等物の期末残高	※1 160,305	※1 1,094,073

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間	
(自2022年9月1日	
至2023年2月28日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	76,065
減価償却費	10,881
のれん償却額	15,481
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,718
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,472
受取利息及び受取配当金	△20
支払利息	2,666
売上債権の増減額(△は増加)	△33,747
前払費用の増減額(△は増加)	△23,707
棚卸資産の増減額(△は増加)	8,815
仕入債務の増減額(△は減少)	△507
前受金の増減額(△は減少)	△13,201
未払金の増減額(△は減少)	△10,854
未払費用の増減額(△は減少)	△10,928
預り金の増減額(△は減少)	△4,320
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△515
未払消費税等の増減額(△は減少)	△22,305
その他	△182
小計	△2,190
利息及び配当金の受取額	20
利息の支払額	△2,375
法人税等の支払額	△595
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,141
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△3,540
貸付金の回収による収入	214
敷金及び保証金の回収による収入	1,099
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,225
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	50,000
長期借入金の返済による支出	△69,451
社債の発行による収入	170,000
社債の償還による支出	△44,500
配当金の支払額	△117,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,551
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△18,917
現金及び現金同等物の期首残高	1,094,073
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,075,155

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品	……………	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕掛品	……………	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	10年
工具、器具及び備品	4～20年

無形固定資産 …………… 定額法

主な償却期間は以下のとおりであります。

のれん	5年
ソフトウェア（自社利用）	5年

3. 引当金の計上基準

賞与引当金	……………	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込み額の当期負担分を計上しております。
貸倒引当金	……………	債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
退職給付引当金	……………	当社は確定拠出年金制度を採用しておりますが、2021年9月1日をもって吸収合併を行ったため旧子会社にて計上していた退職給付引当金を引き継いでおります。この退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、自社プロダクトの販売、派遣・SES（技術者派遣）、顧客との請負契約を主な事業としています。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①システム開発サービス（SES・技術者派遣）

派遣及びSESは、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しておりません。顧客への役務提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間にわたり役務の提供に応じて収益を認識しております。

②受託開発サービス（請負契約）

請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しております。請負契約による取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積りができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、開発期間のごく短い請負契約については、委託された業務が完了し、顧客による検収を受けて、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

③パッケージ販売サービス（自社プロダクトの販売）

自社プロダクトの販売は、注文書・契約書等で受け渡しの条件を指定しており、顧客が検収を行い、ソフトウェアを利用できる状態になった時点で履行義務が充足されることから、同時点で収益を認識しております。また、自社プロダクトをSaaS型で提供するサービス及び保守サービスにおいては、契約期間にわたり、概ね一定の役務を提供することから、役務提供期間にわたり取引価格を按分する方法により収益を認識しております。

これらの収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性に係る見積)

(1) 財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2021年8月31日)	当事業年度 (2022年8月31日)
繰延税金資産	12,971千円	89,552千円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は繰延税金資産について、将来の業績見通しに基づき将来の一定期間の課税所得を見積り、また将来減算一時差異については個別に解消時期を判断し、一定期間に解消が見込まれると見積もられる将来減算一時差異等に係る繰延税金資産については回収可能性が高いと判断しております。

将来の市場環境の変化などにより、将来の課税所得が想定から大きく変動し繰延税金資産の回収可能性が大きく変動する場合や、税率の改正がある場合、将来の繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(損益計算書関係)

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年8月31日)	当事業年度 (2022年8月31日)
売上高	—	3,622,321千円

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2021年4月1日 至2021年8月31日)	当事業年度 (自2021年9月1日 至2022年8月31日)
役員報酬	24,598千円	70,317千円
給与手当	68,011千円	330,747千円
賞与引当金繰入額	6,879千円	32,156千円
退職給付費用	1,942千円	6,389千円
支払報酬	30,962千円	45,149千円
貸倒引当金繰入額	—	△397千円
減価償却費	9,490千円	25,773千円

販売費に属する費用及び一般管理費に属する費用はおおよその割合は以下のとおりであります。

販売費	1.6%	3.2%
一般管理費	98.4%	96.8%

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2021年4月1日 至2021年8月31日)	当事業年度 (自2021年9月1日 至2022年8月31日)
建物及び構築物	—	709千円
工具、器具及び備品	—	1,562千円
その他	—	117千円
計	—	2,388千円

※3 抱合せ株式消滅差益

当社の子会社であった株式会社タス及び株式会社ソフトビジョンを吸収合併したことに伴い、計上したものであります。

※4 抱合せ株式消滅差損

当社の子会社であった株式会社スクエアシステムズを吸収合併したことに伴い、計上したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年 4月 1日 至 2021年 8月 31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,200,000	—	—	4,200,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2020年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	319,000	—	22,000	297,000	—
合計		319,000	—	22,000	297,000	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月 31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,200,000	—	—	4,200,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2020年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	297,000	—	22,000	275,000	—
2022年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	309,200	—	309,200	—
合計		319,000	309,200	22,000	584,200	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年11月28日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	117	28	2022年8月31日	2022年11月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 8月 31日)	当事業年度 (自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月 31日)
現金及び預金	160,305千円	1,094,073千円
現金及び現金同等物	160,305千円	1,094,073千円

※2 重要な非資金取引の内容

前事業年度(自 2021年 4月 1日 至 2021年 8月 31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月 31日)

当社が子会社であった株式会社タスから承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりです。

流動資産 (注)	396,602 千円
固定資産	21,751 "
資産合計	418,353 "
流動負債	148,156 "
固定負債	11,089 "
負債合計	159,245 "

(注) 現金同等物が334,724千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額」として表示しています。

当社が子会社であった株式会社ソフトビジョンから承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりです。

流動資産 (注)	701,444 千円
固定資産	77,558 "
資産合計	779,002 "
流動負債	395,250 "
固定負債	81,880 "
負債合計	477,131 "

(注) 現金同等物が351,685千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額」として表示しています。

当社が子会社であった株式会社スクエアシステムズから承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりです。

流動資産 (注)	238,466 千円
固定資産	106,258 "
資産合計	344,725 "
流動負債	48,212 "
固定負債	28,065 "
負債合計	76,277 "

(注) 現金同等物が178,205千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額」として表示しています。

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 8月 31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備資金については原則として自己資金を充当することとしつつも、資金計画等に照らし、必要な資金を銀行等からの借入や社債の発行により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び未収入金は事業活動から生じた営業債権であり顧客の信用リスクが存在します。

未払金は事業活動から生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来します。

未払法人税等は住民税に係る債務であり、1年以内に納付期日が到来します。

③金融商品に係るリスク管理体制

(ア)信用リスク(取引先の債務不履行に係るリスク)の管理

売掛金については、財務経理担当部門で債権回収の期日管理を行い、回収懸念の早期把握に努めております。

(イ)資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

手許流動性については、経理担当部門で月次において将来一定期間の資金収支の見込を作成するとともに、その見込との乖離を随時把握することで流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年8月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	311,663	311,663	—
(2) 社債 (1年内償還予定を含む)	282,000	283,283	1,283
負債計	593,663	594,946	1,283

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、売掛金、受取手形、関係会社貸付金

現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 買掛金

短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	84,480	82,630	69,322	44,309	14,292	16,630
社債	69,000	59,000	49,000	49,000	56,000	—
合計	153,480	141,630	118,322	93,309	70,292	16,630

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2021年8月31日）

該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2021年8月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	311,663	—	311,663
社債（1年内償還予定を含む）	—	283,283	—	283,283
負債計	—	594,946	—	594,946

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

変動金利借入金であるため、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額としており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のないものであり、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月 31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備資金については原則として自己資金を充当することとしつつも、資金計画等に照らして、必要な資金を銀行等からの借入や社債の発行により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び未収入金は事業活動から生じた営業債権であり顧客の信用リスクが存在します。

未払金は事業活動から生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来します。

未払法人税等は住民税に係る債務であり、1年以内に納付期日が到来します。

③金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の債務不履行に係るリスク）の管理

売掛金については、財務経理担当部門で債権回収の期日管理を行い、回収懸念の早期把握に努めております。

(イ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

手許流動性については、経理担当部門で月次において将来一定期間の資金収支の見込を作成するとともに、その見込との乖離を随時把握することで流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 （1年内返済予定を含む）	366,692	366,692	—
(2) 社債 （1年内償還予定を含む）	263,000	263,632	632
負債計	629,692	630,324	632

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、売掛金、受取手形

現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 買掛金

短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	128,722	100,274	74,321	44,304	16,733	2,338
社債	74,000	59,000	59,000	66,000	5,000	—
合計	202,722	159,274	133,321	110,304	21,733	2,338

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当事業年度（2022年8月31日）

該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当事業年度（2022年8月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	366,692	—	366,692
社債（1年内償還予定を含む）	—	263,632	—	263,632
負債計	—	630,324	—	630,324

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

変動金利借入金であるため、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額としており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のないものであり、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2021年8月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前事業年度1,942千円であります。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しておりますが、2021年9月1日をもって吸収合併を行ったため旧子会社にて計上していた退職給付引当金を引き継いでおります。この退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高表

退職給付引当金の期首残高	-
合併による増加	998千円
退職給付費用	84千円
退職給付の支払額	△567千円
その他	-
退職給付引当金の期末残高	515千円

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前事業年度1,942千円、当事業年度23,977千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2021年8月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

【第1回新株予約権】

決議年月日	2020年3月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注)1	普通株式 240,000株 (注)2
付与日	2020年3月24日
権利確定条件	(注)※1
権利行使期間	2021年4月8日 ~ 2029年3月31日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2020年4月7日付で株式分割(1株につき100株の割合)後の株式数に換算して記載しております。

【第2回新株予約権】

決議年月日	2020年3月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社従業員 13名
株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注)1	普通株式 95,000株 (注)2
付与日	2020年3月24日
権利確定条件	(注)※1
権利行使期間	2022年4月8日 ~ 2029年3月31日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2020年4月7日付で株式分割(1株につき100株の割合)後の株式数に換算して記載しております。

【第3回新株予約権】

決議年月日	2022年5月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 38名
株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 309,200株
付与日	2022年6月17日
権利確定条件	(注) ※1
対象勤務期間	2022年6月17日 ~ 2024年6月17日
権利行使期間	2024年6月18日 ~ 2031年6月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(注) ※1. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる、ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了もしくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることができない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	【第1回新株予約権】	【第2回新株予約権】	【第3回新株予約権】
決議年月日	2020年3月24日	2020年3月24日	2022年5月30日
権利確定前(株)			
前事業年度末			
付与	—	—	309,200
失効	—	—	—
権利確定	—	—	309,200
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	240,000	57,000	—
権利確定	—	—	309,200
権利行使	—	—	—
失効	—	22,000	—
未行使残	240,000	35,000	309,200

(注)2020年4月7日付で株式分割(1株につき100株の割合)後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	【第1回新株予約権】	【第2回新株予約権】	【第3回新株予約権】
決議年月日	2020年3月24日	2020年3月24日	2022年5月30日
権利行使価格(円)	182	182	230
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(注)2020年4月7日付で株式分割(1株につき100株の割合)後の株式数に換算して記載しております。

(3)ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の株式価値は、類似企業比準方式と純資産価額方式の折衷法により算定しております。なお、算定の結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権行使時の払込金額と同額であるため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとして算定しております。

(4)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(5)ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(千円)

	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 8月 31日)	当事業年度 (自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月 31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,776	27,323
未払社会保険料	407	4,017
未払事業所税	116	1,705
未払金及び未払費用	3,036	4,995
資産除去債務	16,126	16,634
減価償却超過額	281	3,188
退職給付引当金	—	178
長期未払金	—	8,650
ソフトウェア	—	4,890
税務上の繰越欠損金 (注)	21,324	58,628
その他	—	2,401
繰延税金資産小計	44,069	132,614
評価性引当額	△16,126	△19,388
繰延税金資産合計	27,942	113,226
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△14,971	△13,814
のれん	—	△9,859
繰延税金負債合計	△14,971	△23,673
繰延税金資産 (負債) の純額	12,971	89,552

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 8月 31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—	—	21,324千円	21,324千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	21,324千円	(b)21,324千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金21,324千円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産21,324千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度 (自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月 31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—	—	58,628千円	58,628千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	58,628千円	(b)58,628千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金58,628千円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産58,628千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 8月 31日)	当事業年度 (自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月 31日)
法定実効税率	—%	34.59%
(調整)		
抱合せ株式消滅差損益	—%	△26.73%
合併による影響	—%	3.17%
住民税均等割	—%	0.16%
評価性引当額の増減	—%	△0.02%
その他	—%	△0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—%	11.09%

(注) 前事業年度は税引前当期純損失のため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年6月29日開催の定時株主総会において、当社を吸収合併存続会社、当社の100%子会社である株式会社タス、株式会社ソフトビジョン、株式会社スクエアシステムズを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約について決議し、2021年9月1日を効力発生日として合併しました。

1. 取引の目的を含む取引の概要

当社はガバナンスの強化並びに営業・採用強化における経営効率化を目的として株式会社タス、株式会社ソフトビジョン、株式会社スクエアシステムズを吸収合併することとしました。

2. 再編の要旨

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

①吸収合併消滅会社

名称：株式会社タス

事業内容：栄養管理・給食管理ソフトの販売事業

名称：株式会社ソフトビジョン

事業内容：システム開発・SES事業

名称：株式会社スクエアシステムズ

事業内容：受託開発事業

②吸収合併存続会社

名称：株式会社カイテクノロジー

事業内容：システム開発を業とする子会社3社の経営管理事業

(2) 企業結合日

2021年9月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社タス、株式会社ソフトビジョン、株式会社スクエアシステムズの3社を吸収合併消滅会社、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

3. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行っております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2021年8月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.80%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	39,183千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,562 "
除却による減少額	△141 "
時の経過による調整額	18 "
期末残高	46,623千円

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.80%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	46,623千円
合併による増加額	2,179 "
見積りの変更に伴う増加額	1,427 "
除却による減少額	△2,182 "
時の経過による調整額	43 "
期末残高	48,090千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 8月 31日)	当事業年度 (自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月 31日)
契約負債(期首残高)	—	—
契約負債(期末残高)	—	65,614千円

契約負債は、主に保守サービスに係る顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約が無い場合、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約が生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は単一セグメントであり、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2021年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

2. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

3. 主な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書上の売上高の10%を占める相手先がないため、記載事項ありません。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報 (千円)

派遣・SESから生じる収益	2,298,163
顧客との請負契約から生じる収益	715,322
自社プロダクトの販売から生じる収益	608,835
外部顧客への売上高(合計)	3,622,321

2. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

3. 主な顧客ごとの情報 (千円)

相手先	売上高
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	429,570

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は単一セグメントであり、記載を省略しております

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社は単一セグメントであり、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 8月 31日)	当事業年度 (自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月 31日)
1株当たり純資産額	94円03銭	173円73銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	△4円44銭	79円70銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 8月 31日)	当事業年度 (自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月 31日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失		
当期純利益(千円) 当期純損失(△)(千円)	△18,684	334,748
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円) 普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	△18,684	334,748
普通株式の期中平均株式数(株)	4,200,000	4,200,000
希薄化効果を有しないため、潜在 の算定に含めなかった潜在株 式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数 2,970個、普通株式297,000株)。 なお、新株予約権の概要は、「第5 発行者の状況(2)【新株予約権等 の状況】【ストック・オプション制 度の内容】」に記載のとおりであり ます。	新株予約権1種類(新株予約権の数 311,950個、普通株式584,200株)。 なお、新株予約権の概要は、「第5 発行者の状況(2)【新株予約権等 の状況】【ストック・オプション制 度の内容】」に記載のとおりであり ます。

(第9期第2四半期累計期間(自2022年9月1日至2023年2月28日))

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2022年9月1日 至2023年2月28日)
給与手当	158,753千円
賞与引当金繰入額	16,044千円
退職給付費用	3,092千円
貸倒引当金繰入額	1,718千円
減価償却費	10,881千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2022年9月1日 至2023年2月28日)
現金及び預金	1,075,155千円
現金及び現金同等物	1,075,155千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社はIT関連サービス事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当第2四半期累計期間 (自2022年9月1日 至2023年2月28日)
派遣・SESから生じる収益	1,233,160千円
顧客との請負契約から生じる収益	358,934千円
自社プロダクトの販売から生じる収益	269,379千円
外部顧客への売上高(合計)	1,861,475千円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2022年9月1日 至2023年2月28日)
1株当たり四半期純利益(円)	11.56
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	48,575
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	48,575
普通株式の期中平均株式数(株)	4,200,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できないため記載しておりません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累 計額又は償 却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物及び構築物	89,052	4,340	3,380	90,013	15,295	9,323	74,717
工具、器具及び備品	22,274	31,712	26,729	27,257	12,613	4,834	14,643
有形固定資産計	111,327	36,053	30,110	117,270	27,909	14,157	89,360
無形固定資産							
のれん	—	80,001	—	80,001	30,962	30,962	49,038
ソフトウェア	77,192	2,123	—	79,315	68,515	11,615	10,800
その他	—	973	—	973	—	—	973
無形固定資産計	77,192	83,098	—	160,290	99,478	42,578	60,812

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 工具、器具及び備品が増加した主な原因は、子会社を吸収合併したためであります。
 3. のれんが増加した主な原因は、子会社を吸収合併したためであります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
りそな銀行 第1回無担保社債	2017年9月22日	30,000 (20,000)	10,000 (10,000)	0.4	無担保	2022年9月22日
四国銀行 第5回無担保社債	2017年12月28日	—	5,000 (5,000)	0.75	無担保	2022年12月28日
りそな銀行 第2回無担保社債	2019年3月6日	252,000 (49,000)	203,000 (49,000)	0.4	無担保	2026年3月6日
りそな銀行 第3回無担保社債	2021年9月25日	—	45,000 (10,000)	0.28	無担保	2026年9月25日
合計	—	282,000 (69,000)	263,000 (74,000)	—	—	—

- (注) 1 () 内書は、1年以内の償還予定額であります。
 2 決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
74,000	59,000	59,000	66,000	5,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	84,480	128,722	0.88	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	227,183	237,970	0.87	2027年10月30日

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	100,274	74,321	44,304	16,733	2,338

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	2,318	—	1,358	960
賞与引当金	8,027	242,936	171,970	—	78,993
退職給付引当金	—	1,082	567	—	515

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」の金額は個別評価債権の洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	46,623	3,649	2,182	48,090

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	1,094,073
合計	1,094,073

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社マルゼン	132
凸版印刷株式会社	15,375
合計	15,507

期日別内訳

期日	金額(千円)
2022年9月満期	660
2022年10月満期	9,130
2022年11月満期	2,901
2022年12月満期	2,816
合計	15,507

③ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	43,521
ネットアップ合同会社	25,862
住友電気工業株式会社	20,830
TIS株式会社	17,138
ネットワンシステムズ株式会社	16,153
その他	234,177
合計	357,683

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{2}{(B)}$ 365
40,779	4,975,316	4,658,411	357,683	92.9	14.6

④ 仕掛品

品名	金額(千円)
外注費	13,417
直接経費	130
労務費	30,350
間接費	1,208
その他	56
合計	45,162

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
フラクタルシステムズ(株)	7,359
(株)HAL	3,708
(株)ソシアス	2,720
MCS(株)	2,640
(株)セルカ	2,497
その他	95,470
合計	114,394

⑥ 長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	162,517
株式会社りそな銀行	57,846
株式会社関西みらい銀行	55,018
株式会社四国銀行	91,311
合計	366,692

⑦ 社債

区分	金額(千円)
株式会社りそな銀行	258,000
株式会社四国銀行	5,000
合計	263,000

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注1）
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する。 公告掲載URL https://chitech.co.jp/investorrelations/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、TOKYO PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項は無くなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利、(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年5月2日	三生6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三生キャピタル株式会社 代表取締役社長 川面 輝恭	東京都江東区青梅1丁目1番20号ダイバーシティ東京オフィスタワー	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大樹生命保険株式会社 代表取締役社長 吉村 俊哉	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	100,000		組合解散による移管
2022年6月28日	株式会社リープル 代表取締役 勝屋 嘉恭	東京都新宿区新宿2丁目1番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役が所有している会社)	勝屋 奈緒子	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役、当社代表取締役の配偶者)	90,000	20,700,000(230)	所有者の事情による
2022年6月28日	株式会社リープル 代表取締役 勝屋 嘉恭	東京都新宿区新宿2丁目1番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役が所有している会社)	星野 和真	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	5,000	1,150,000(230)	所有者の事情による
2022年6月28日	株式会社リープル 代表取締役 勝屋 嘉恭	東京都新宿区新宿2丁目1番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役が所有している会社)	伊地知 高之	東京都練馬区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	5,000	1,150,000(230)	所有者の事情による
2022年8月5日	株式会社リープル 代表取締役 勝屋 嘉恭	東京都新宿区新宿2丁目1番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役が所有している会社)	カイテクノロジー 従業員持株会 理事長 望月 梢	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名) 当社従業員持株会	61,000	14,030,000(230)	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。同取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、基準事業年度(「発行者情報」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ)の末日(2022年8月31日)から起算して2年前の日(2020年9月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存されるものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

3. 移動価格算定方式は次のとおりです。

DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2022年6月17日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 309,200株
発行価格	230円
資本組入額	115円
発行価額の総額	71,116,000円
資本組入額の総額	35,558,000円
発行方法	2022年5月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 1

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までにおいて、第三者割当による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当て(それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。)、新株予約権の行使による株式の交付(前に規定する新株予約権に係るものに限る。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者が、担当J-Adviserに対して以下の各事項について確約を行わせるものとされております。

- ① 割当又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続所有。
- ② 割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- ③ その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 当社の場合、基準事業年度の末日は2022年8月31日であります。

2. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき230円
行使期間	2024年6月18日から 2031年6月17日まで
行使の条件	第一部 企業情報 第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】に記載の通りであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 退職等により従業員4名20,800株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 発行者との関係
星野 和真	東京都世田谷区	会社役員	40,000	9,200,000 (230)	特別利害関係人 (当社の取締役)
伊地知 高之	東京都練馬区	会社役員	40,000	9,200,000 (230)	特別利害関係人 (当社の取締役)
藤原 拓也	埼玉県越谷市	公認会計士 ・税理士	20,000	4,600,000 (230)	特別利害関係人 (当社の取締役監 査等委員)
松本 卓也	福岡県福岡市早良区	弁護士	11,000	2,530,000 (230)	特別利害関係人 (当社の取締役監 査等委員)
長谷川 園恵	東京都新宿区	公認会計士 ・税理士	11,000	2,530,000 (230)	特別利害関係人 (当社の取締役監 査等委員)
長谷 純聖	東京都清瀬市	会社員	10,000	2,300,000 (230)	当社従業員
望月 梢	神奈川県川崎市宮前区	会社員	10,000	2,300,000 (230)	当社従業員
戸久世 佳子	東京都板橋区	会社員	10,000	2,300,000 (230)	当社従業員
根本 辰之	大阪府大阪市西区	会社員	8,900	2,047,000 (230)	当社従業員
金城 南秀	大阪府堺市中区	会社員	6,500	1,495,000 (230)	当社従業員
古山 正和	東京都江戸川区	会社員	6,500	1,495,000 (230)	当社従業員
永森 一郎	東京都大田区	会社員	6,500	1,495,000 (230)	当社従業員
越 一浩	東京都目黒区	会社員	6,000	1,380,000 (230)	当社従業員
社本 祥子	埼玉県川口市	会社員	4,500	1,035,000 (230)	当社従業員
小谷野 悟	埼玉県志木市	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
掛山 裕紀子	東京都東大和市	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
松本 愛	神奈川県川崎市中区	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
兵頭 奈穂	大阪府岸和田市	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
北谷 潤也	埼玉県越谷市	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
尾原 智彦	千葉県千葉市美浜区	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
綱元 誠貴	東京都小平市	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
中西 晶士	千葉県八千代市	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
河口 昌季	東京都江戸川区	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
五藤 洋	東京都杉並区	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
大谷 仁茂	東京都江戸川区	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
石野 義和	大阪府大阪市都島区	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
辻本 大介	大阪府大阪市住吉区	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
武島 聡	兵庫県神戸市西区	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 発行者との関係
楠本 浩樹	京都府長岡京市	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
谷林 康路	大阪府大阪市住之江区	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
近藤 充弘	東京都西東京市	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
熊谷 麻里奈	千葉県市川市	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
成田 達哉	埼玉県草加市	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
酒井 啓輔	大阪府大阪市淀川区	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
沖 賢一	兵庫県宝塚市	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
大原 英嗣	神奈川県相模原市緑区	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
外山 信介	神奈川県綾瀬市	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
和田 好赴	大阪府大阪市天王寺区	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員
小川 遼	神奈川県相模原市南区	会社員	3,900	897,000 (230)	当社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社リーブル (注) 2, 3	東京都新宿区新宿2丁目1番15 ザ・パークハウス新宿御苑602	3,350,600 (-)	70.38 (-)
勝屋 嘉恭 (注) 1, 3	東京都新宿区	538,400 (200,000)	11.31 (4.20)
みずほ成長支援第3号投資事業 有限責任組合 (注) 3	東京都千代田区内幸町1丁目2番1号	220,000 (-)	4.62 (-)
勝屋 奈緒子 (注) 3, 4	東京都新宿区	160,000 (40,000)	3.36 (0.84)
大樹生命保険株式会社 (注) 3	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	100,000 (-)	2.10 (-)
カイテクノロジー従業員持株会 (注) 3	東京都新宿区内藤町87大木戸庁舎6階	61,000 (-)	1.28 (-)
星野 和真 (注) 3, 4	東京都世田谷区	58,000 (53,000)	1.22 (1.11)
伊地知 高之 (注) 3, 4	東京都練馬区	45,000 (40,000)	0.94 (0.84)
藤原 拓也 (注) 4	埼玉県越谷市	20,000 (20,000)	0.42 (0.42)
長谷 純聖 (注) 5	東京都清瀬市	15,000 (15,000)	0.31 (0.31)
望月 梢 (注) 5	神奈川県川崎市宮前区	15,000 (15,000)	0.31 (0.31)
松本 卓也 (注) 4	福岡県福岡市早良区	11,000 (11,000)	0.23 (0.23)
長谷川 園枝 (注) 4	東京都新宿区	11,000 (11,000)	0.23 (0.23)
戸久世 佳子 (注) 5	東京都板橋区	10,000 (10,000)	0.21 (0.21)
金城 南秀 (注) 5	大阪府堺市中区	9,500 (9,500)	0.20 (0.20)
古山 正和 (注) 5	東京都江戸川区	9,500 (9,500)	0.20 (0.20)
根本 辰之 (注) 5	大阪府大阪市西区	8,900 (8,900)	0.19 (0.19)
武島 聡 (注) 5	兵庫県神戸市西区	6,900 (6,900)	0.14 (0.14)
永森 一郎 (注) 5	東京都大田区	6,500 (6,500)	0.14 (0.14)
越 一浩 (注) 5	東京都目黒区	6,000 (6,000)	0.13 (0.13)
社本 祥子 (注) 5	埼玉県川口市	4,500 (4,500)	0.09 (0.09)
小谷野 悟 (注) 5	埼玉県志木市	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
掛山 裕紀子 (注) 5	東京都東大和市	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
松本 愛 (注) 5	神奈川県川崎市中区	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
兵頭 奈穂 (注) 5	大阪府岸和田市	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
北谷 潤也 (注) 5	埼玉県越谷市	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
尾原 智彦 (注) 5	千葉県千葉市美浜区	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
綱元 誠貴 (注) 5	東京都小平市	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
中西 晶士 (注) 5	千葉県八千代市	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
河口 昌季 (注) 5	東京都江戸川区	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
五藤 洋 (注) 5	東京都杉並区	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
大谷 仁茂 (注) 5	東京都江戸川区	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
石野 義和 (注) 5	大阪府大阪市都島区	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
辻本 大介 (注) 5	大阪府大阪市住吉区	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
楠本 浩樹 (注) 5	京都府長岡京市	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
谷林 康路 (注) 5	大阪府大阪市住之江区	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
近藤 充弘 (注) 5	東京都西東京市	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
熊谷 麻里奈 (注) 5	千葉県市川市	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
成田 達哉 (注) 5	埼玉県草加市	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
酒井 啓輔 (注) 5	大阪府大阪市淀川区	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
沖 賢一 (注) 5	兵庫県宝塚市	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
大原 英嗣 (注) 5	神奈川県相模原市緑区	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
外山 信介 (注) 5	神奈川県綾瀬市	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
和田 好赴 (注) 5	大阪府大阪市天王寺区	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
小川 遼 (注) 5	神奈川県相模原市南区	3,900 (3,900)	0.08 (0.08)
計	—	4,760,400 (560,400)	100.00 (11.77)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
2. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
3. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
5. 当社従業員
6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
7. 所有株式数の()内には新株予約権の付与数を表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社カイテクノロジー

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

三浦 太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 恭治

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カイテクノロジーの2021年9月1日から2022年8月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カイテクノロジーの2022年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年8月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年5月19日

株式会社カイテクノロジー

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

三浦 太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 恭治

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カイテクノロジーの2022年9月1日から2023年8月31日までの第9期事業年度の第2四半期会計期間（2022年12月1日から2023年2月28日まで）及び第2四半期累計期間（2022年9月1日から2023年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カイテクノロジーの2023年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上